

民生委員及び児童委員活動費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、民生委員及び児童委員の活動を促進し、地域社会の福祉の増進を図るため、市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は次の表のとおりとする。ただし、10円未満は切り捨てるものとする。

経 費	算 定 基 準	補 助 額
(1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費	60,200円×月中在職人員の年度合計×1/12	算定基準により算出された額と、交付の対象となる経費の実支出額とを比較し、少ない方の額
(2) 民生委員協議会への委員の出席に要する経費	542円×月中在職人員の年度合計×1/12	
(3) 民生委員推薦会の開催に要する経費	知事が別に定める額	
(4) 民生委員協議会会長の活動旅費に要する経費	11,920円×会長数 (4月1日現在)	
(5) 民生委員協議会活動の推進に要する経費	160,000円×民生委員協議会数 (4月1日現在)	

2 前項(1)(2)における「月中在職人員」については、各月1日以上在職した人数とする。

ただし、疾病等の理由により月中活動実績のない者は、在職人員に算入しないこととする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付申請をしようとする市町村に対し通知するものとする。

3 前条第1項(1)(2)の当初の申請にあたっては、当該年度の4月1日現在の現員数で算出することとする。

4 各市町村は、当初の交付決定を受けた後、民生委員・児童委員の改選、欠員、補充及び疾病等により当初の交付申請の内容を変更する必要が生じたときは、様式第1-2号により、当該年度の3月5日までに別紙1及び別紙2を添えて知事あて申請すること。

(交付の方法)

第4条 この補助金は、概算払いで交付する。

2 第1回目の支出については、第1四半期から第3四半期分として、当初交付決定額のうち4分の3を支出し、第2回目の支出については、

第4四半期分として、変更交付決定額（変更申請のない市町村については当初交付決定額）から既支出済額を差し引いた残額を支出する。
(記載事項)

第5条 規則第4条第1項第2号及び第3号（補助事業の遂行計画は除く。）に掲げる事項は、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者等は、知事の要求があったときは補助事項等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。
(報告書の提出時期)

第9条 規則第13条の報告書の提出時期は、毎年度終了後1月以内とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第10条 補助事業者は、様式第4号記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、昭和40年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和41年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和42年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和43年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和46年4月1日から適用する。

2 申請書の提出期限は、第3条第2項の規定にかかわらず、昭和46年度分に限り、昭和47年1月15日までとする。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和47年4月1日から適用する。

2 昭和47年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出された額に、次の各号に掲げる額を加えた額とする。

- (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助額については、昭和47年7月1日付けて新たに委嘱された者の数に9,000円の12分の9を乗じて得た額。
- (2) 民生委員協議会の開催に要する経費に係る補助額については、前号の民生委員数に300円を乗じて得た額。

3 この要綱による申請書の提出期限は、昭和47年11月30日とする。

附 則

1 この要綱は、昭和48年4月1日から適用する。

2 申請書の提出期限は、第3条第2項の規定にかかわらず、昭和48年度分に限り、昭和48年11月17日までとする。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和51年4月1日から適用する。

2 昭和51年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出された額に、次の各号に掲げる額を加えた額とする。

- (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助については、昭和51年5月1日付けて定数増により委嘱された者の数に27,000円の12分の11を乗じて得た額。
- (2) 民生委員協議会の開催に要する経費に係る補助額については、前号の民生委員数に500円の12分の11を乗じて得た額。

3 昭和51年度に係る第3条第2項に規定する申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和51年11月30日とする。

附 則

1 この要綱は、昭和52年11月8日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

2 昭和52年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出された額に、次の各号に掲げる額を加えた額とする。

- (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助額については、昭和52年12月1日付けて定数増により委嘱された者の数に30,000円の12分の4を乗じて得た額。
- (2) 民生委員協議会の開催に要する経費に係る補助額については、前号の民生委員定数に700円の12分の4を乗じて得た額。

3 昭和52年度に係る第3条第2項に規定する申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和52年11月30日とする。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

2 昭和 55 年度における補助額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出された額に、次の各号に掲げる額を加えた額とする。

(1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助額については、昭和 55 年 12 月 1 日付けで定数増により委嘱された者の数に 38,000 円の 12 分の 4 を乗じて得た額。

(2) 民生委員協議会の開催に要する経費に係る補助額については、前号の民生委員定数に 900 円の 12 分の 4 を乗じて得た額。

3 昭和 55 年度における第 3 条第 1 項に規定する申請書の様式は、同項の規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

4 昭和 55 年度における第 3 条第 2 項に規定する申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和 55 年 11 月 30 日とする。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

2 昭和 58 年度における補助額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出された額に、次の各号に掲げる額を加えた額とする。

(1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助額については、昭和 58 年 12 月 1 日付けで定数増により委嘱された者の数に 41,000 円の 12 分の 4 を乗じて得た額。

(2) 民生委員協議会の開催に要する経費に係る補助額については、前号の民生委員定数に 900 円の 12 分の 4 を乗じて得た額。

3 昭和 58 年度における第 3 条第 1 項に規定する申請書の様式は、同項の規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

4 昭和 58 年度における第 3 条第 2 項に規定する申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、昭和 58 年 11 月 30 日とする。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 9 月 27 日から施行し、改正後の規定は、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

2 昭和 61 年度における補助額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出された額に、次の各号に掲げる額を加えた額と

する。

- (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助額については、昭和61年12月1日付で新たに増員された定数に43,000円の12分の4を乗じて得た額。
- (2) 民生委員協議会の開催に要する経費に係る補助額については、前号の定数に900円の12分の4を乗じて得た額。

3 第3条第1項に規定する申請書の様式中別紙1については、昭和61年度に限り、別紙アのとおりとする。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 平成元年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出された額に、次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助額については、平成元年12月1日付で新たに増員された定数に47,000円の12分の4を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会の開催に要する経費に係る補助額については、前号の定数に1,300円の12分の4を乗じて得た額。
- 3 第3条第1項に規定する申請書の様式中別紙1については、平成元年度に限り、別紙アのとおりとする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から適用する。
- 2 平成4年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出された額に、次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助額については、平成4年12月1日付で新たに増員された定数に54,000円の12分の4を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会の開催に要する経費に係る補助額については、前号の定数に1,300円の12分の4を乗じて得た額。
 - (3) 民生委員協議会総務の活動旅費に要する経費に係る補助額については、平成4年12月1日付で新たに増員された総務数に11,840円の12分の4を乗じて得た額。
 - (4) 民生委員協議会活動の推進に要する経費に係る補助額については、平成4年12月1日付で新たに増加された民生委員協議会数に100,000円の12分の4を乗じて得た額。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から適用する。
- 2 平成5年度における補助額のうち次に掲げるものについては、第2条の規定にかかわらず、当該各号により算出した額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助額については、民生委員・児童委員定数（主任児童委員は除く）に55,000円を乗じて得た額に、主任児童委員の定数に55,000円の12分の3を乗じて得た額を加えた額。
 - (2) 民生委員協議会への委員の出席に要する経費に係る補助額については、民生委員・児童委員定数（主任児童委員は除く）に1,300円を乗じて得た額に、主任児童委員の定数に1,300円の12分の3を乗じて得た額を加えた額。

附 則

この要綱は、平成6年10月25日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年11月7日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 平成7年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助については、平成7年12月1日付けで新たに増員された定数に57,000円の12分の4を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会への委員の出席に要する経費に係る補助については、前号の定数に1,300円の12分の4を乗じて得た額。
 - (3) 民生委員協議会総務の活動旅費に要する経費に係る補助については、平成7年12月1日付けで新たに増員された総務数に11,840円の12分の4を乗じて得た額。
 - (4) 民生委員協議会活動の推進に要する経費に係る補助については、平成7年12月1日付けで新たに増加された民生委員協議会数に117,000円の12分の4を乗じて得た額。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年11月29日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
- 2 平成8年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助については、平成9年1月1日付けで新たに増員された定数に58,000円の12分の3を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会への委員の出席に要する経費に係る補助については、前号の定数に1,300円の12分の3を乗じて得た額。

附 則

この要綱は、平成9年9月29日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年11月18日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 平成10年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助については、平成10年12月1日付けで新たに増員された定数に59,600円の12分の4を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会への委員の出席に要する経費に係る補助については、前号の定数に1,300円の12分の4を乗じて得た額。
 - (3) 民生委員協議会総務の活動旅費に要する経費に係る補助については、平成10年12月1日付けで新たに増員された総務数に11,920円の12分の4を乗じて得た額。
 - (4) 民生委員協議会活動の推進に要する経費に係る補助については、平成10年12月1日付けで新たに増加された民生委員協議会数に130,000円の12分の4を乗じて得た額。

附 則

この要綱は、平成11年10月13日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年11月7日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年11月27日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 平成13年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助については、平成13年12月1日付けで新たに増員された定数に60,300円の12分の4を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会への委員の出席に要する経費に係る補助については、前号の定数に1,300円の12分の4を乗じて得た額。

附 則

この要綱は、平成14年7月29日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年10月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年10月12日から施行し、平成17年4月

1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年12月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月13日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。
 - (1) 民生委員及び児童委員の活動に要する経費に係る補助については、平成19年12月1日付けで新たに増員された定数に58,400円の12分の4を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会への委員の出席に要する経費に係る補助については、前号の定数に542円の12分の4を乗じて得た額。
 - (3) 民生委員協議会会长の活動旅費に要する経費に係る補助については、平成19年12月1日付けで新たに増員された総務数に11,920円の12分の4を乗じて得た額。
 - (4) 民生委員協議会活動の推進に要する経費に係る補助については、平成19年12月1日付けで新たに増加された民生委員協議会数に200,000円の12分の4を乗じて得た額。

附 則

この要綱は、平成20年6月6日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月2日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 平成22年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加えた（又は減じた）額とする。
 - (1) 民生委員協議会会长の活動旅費に要する経費に係る補助については、平成22年12月1日付けで新たに増加（又は減少）した民生委員協議会数に11,920円の12分の4を乗じて得た額。
 - (2) 民生委員協議会活動の推進に要する経費に係る補助については、平成22年12月1日付けで新たに増加（又は減少）した民生委員協議会数に200,000円の12分の4を乗じて得た額。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月4日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成25年度における補助額は、第2条の規定にかかわらず、同

条の規定により算出した額に次の各号に掲げる額を加えた（又は減じた）額とする。

- (1) 民生委員協議会会長の活動旅費に要する経費に係る補助については、平成25年12月1日付けで新たに増加（又は減少）した民生委員協議会数に11,920円の12分の4を乗じて得た額。
- (2) 民生委員協議会活動の推進に要する経費に係る補助については、平成25年12月1日付けで新たに増加（又は減少）した民生委員協議会数に200,000円の12分の4を乗じて得た額。

附 則

この要綱は、平成28年10月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

様式第1号

令和 年度 民生委員及び児童委員活動費等補助金交付申請書

号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長

下記により令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|-----------------|-----------|---|
| 1 補助申請額 | 金 | 円 |
| 2 補助金算出基礎 | (別紙1のとおり) | |
| 3 補助事業の遂行に関する計画 | (別紙2のとおり) | |

様式第1－2号（変更交付用）

令和 年度 民生委員及び児童委員活動費等補助金交付
変更交付申請書

号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長

下記により令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|---------------|-----------|---|
| 1 | 補助申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金算出基礎 | (別紙1のとおり) | |
| 3 | 補助事業の遂行に関する計画 | (別紙2のとおり) | |

別紙 1

令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金所要額調書

市町村

(4月1日現在)

定 数	人	現員数	人	協議会数	会
-----	---	-----	---	------	---

区分	延人数 ①	市町村支出予定額のうちの補助対象経費 (10円未満切り捨て) ②	交付基準による算定額 (10円未満切り捨て) ③	申請額 ④
(1) 民生委員及び児童委員活動費補助	人	(節) 円 計	円	円
(2) 民生委員協議会補助		(節) 計		
(3) 民生委員推薦会の開催に要する経費		(節) 計		
(4) 民生委員協議会会长補助		(節) 計		
(5) 民生委員協議会活動推進費補助		(節) 計		
合 計				

- 1 ①欄の(1)(2)欄は、当初の交付申請の際には、「当該年度の4月1日現在の現員数×12か月」の数字を記入すること。(4)(5)欄は、4月1日現在の協議会数を記入すること。
 また、変更交付申請の際は、別紙1-2により算出された年間延人数(A)を記入すること。
- 2 ②欄は、市町村支出予定額のうちの補助対象経費を記入し、事業名及び支出科目(節)の内訳を記入すること。
- 3 ③欄の(1)(2)欄は、「補助単価×①欄×1/12」により算出した額を記入すること。
 なお、(4)(5)欄は、「補助単価×①」により算出した額を記入すること。
 各補助区分の算定額で10円未満の端数が生じる場合は、切り捨てるものとする。
- 4 ④欄は、②欄と③欄とをそれぞれ比較して、少ない方の額を記入すること。

別紙1－2（変更申請用）

申 請 額 算 出 内 訳 書

市町村名

(単位：人)

	民生委員 児童委員	主任児童 委員	委員数 合計	備考
年 4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
年 1月				
2月				
3月				
合計			(A)	

(記入上の注意)

- (1) 各月在職者とは、月の初日現在人員とする。ただし、疾病等の理由により月中活動実績のない者は、在職人員に算入しない。
- (2) (A) 欄については、年間延べ人数を算出する。

別紙2

令和 年度民生委員協議会開催計画

月 別 民協名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
													回
													回
													回
													回
													回
													回
													回
													回
													回
													回
													回
													回
													回

様式第2号

令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金交付
決定通知書

号
令和 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和
年度民生委員及び児童委員活動費等補助金については、下記のとおり交
付します。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法 概算 払

様式第2-2号（変更交付用）

令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金
変更交付決定通知書

社 福 第 号
令 和 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和
年度民生委員及び児童委員活動費等補助金については、下記のとおり交
付します。

記

1 既交付決定額 金 円

2 変更交付決定額 金 円

3 支 払 方 法 概 算 払

様式第3号

令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助事業実績報告書

号

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村長

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定
の通知を受けた平成 年度民生委員及び児童委員活動費等補助事業が
完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定によ
り関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

令和 年度民生委員及び児童委員活動費補助事業
令和 年度民生委員協議会補助事業
令和 年度民生委員推薦会補助事業
令和 年度民生委員協議会会长補助事業
令和 年度民生委員協議会活動推進費補助事業

2 補助事業の交付決定の日及び金額並びに受入の日及び金額

令和 年 月 日	交 付 決 定 金	円
令和 年 月 日	受 入 金	円
令和 年 月 日	変 更 交 付 決 定 金	円
令和 年 月 日	受 入 金	円
	受 入 合 計 金	円

3 補助事業の実施期間

令和 年 月 日 から
1年間
令和 年 月 日 まで

4 補助事業に要した経費の精算に関する事項

令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金精算書
(別紙1・2のとおり)

別紙1

令和 年度民生委員及び児童委員活動費等補助金等精算書

市町村

定 数	人	現員数	人	協議会数	会
-----	---	-----	---	------	---

区分 補助事業名	市町村支出済額 のうちの補助対象経費(10円未満切捨) A	県費補助額 (10円未満切捨) B	差引過不足額 C(B-A)	備考 (主な支出)
(1) 民生委員及び児童委員活動費補助	(節) 円 計	円	円	
(2) 民生委員協議会補助	(節) 計			
(3) 民生委員推薦会補助	(節) 計			
(4) 民生委員協議会会長補助	(節) 計			
(5) 民生委員協議会活動推進費補助	(節) 計			
合 計				

- 1 A欄には、事業名及び支出科目(節)の内訳を記入すること。
- 2 B欄の(1)(2)には、「補助単価×別紙2の(A)欄×1/12」により算出した額を記入すること。
また、(4)(5)欄には、「補助単価×4月1日現在の協議会数」により算出した額を記入すること。ただし、年度途中で協議会数に変更が生じた場合は、変更分を月額で算定する。
なお、各補助区分の算定額で10円未満の端数が生じる場合は、切り捨てるものとする。
- 3 備考欄には、主な支出科目(例:研修資料代10万円)を記入すること。

別紙2

実績報告額算出内訳書

市町村名

(単位：人)

	民生委員 児童委員	主任児童 委員	委員数 合計	備考
年 4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
年 1月				
2月				
3月				
合計			(A)	

(記入上の注意)

- (1) 各月在職者とは、月の初日現在人員とする。ただし、疾病等の理由により月中活動実績のない者は、在職人員に算入しない。
- (2) (A) 欄については、年間延べ人数を算出する。

様式第4号

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかつたと認められるとき。

所在地：

市町村名：

代表者職・氏名：